

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

平成 17 年 1 月

(平成 18 年 4 月一部変更)

(平成 22 年 5 月一部変更)

(平成 24 年 7 月一部変更)

(平成 27 年 6 月一部変更)

(令和 2 年 4 月一部変更)

(令和 5 年 9 月一部変更)

京都府京田辺市

基本構想の作成にあたって

1 作成の趣旨

この構想は、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 6 条に基づき、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的事項を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することを目的とする。

2 基本構想の目的

この基本構想は、農業経営を生涯の職業として選択する青年等が、自己実現できる農業経営を育成するとともに、これら農業経営を中心に様々な農業の担い手がその力量に応じて連携することによって、新たな地域農業の仕組みを作るための基本方向を示したものである。

3 基本構想の目標年次

この基本構想は概ね 10 年先を目標年次とするが、中間年に置いて状況の変化に対応した見直しを行う。

4 作成にあたって

意欲ある青年等が規模の拡大や高収益作物の転換を図る上での課題、労働力の不足する高齢農家、小規模に農業を営んでいる農家、機械装置などを高い生産コストに悩む兼業農家の課題など、農業者それぞれが直面している課題と合わせて、農地の流動化、野菜等の産地作り、また産業との連携や都市住民との共同体制の強化など、地域農業の維持・発展と集落の活性化を図る上で直面している課題の両面から検討を行った。

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1 市農業の概要	1
2 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準、労働時間等の基本的考え方	2
3 目標とすべき所得水準及び労働時間を達成するための基本的考え方	2
4 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保、支援のための諸施策	4
5 認定農業者等に対する重点的指導等	6
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の形態等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	7
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	9
第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	9
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用関係の改善に関する事項	12
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	12
2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項	12
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	14
第5の2 改正前の農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤強化促進事業に関する事項	15
1 利用権設定等促進事業に関する事項	16
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	22
3 農協が行う農作業の委託あっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	25
4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	25
第6 その他	26

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 市農業の概要

(1) 市の概要

市は、京都府の南西部にあって、南山城地域の中央に位置し、東西 5.5km、南北 10.9km、総面積 42.94 km² の広さを持つ市である。また、京都市へ約 22km、大阪市へ約 28km、奈良市へ約 18km の距離にあり、これら 3 都市を結ぶ三角形のほぼ中間に位置している。

地形は、生駒山系から連なる甘南備山系が南北に走り、幾つかの谷や沢をいだきながら東に傾斜している。一方、東には、木津川が流れ、この木津川左岸は、豊かな水田地帯を形成している。

市の歴史は大変古く、弥生・縄文時代の数多くの遺跡があり、繼体天皇が山城の国で最初に皇居を置かれ、奈良時代には山陽道が通るなど、交通の要衝として開けていた。また、一休禪師が晩年居を構えるなど、今日まで各時代の痕跡を隨所に残す市である。

一方、人口は昭和 40 年までゆるやかに上昇してきたが、昭和 40 年代以降、大規模な住宅開発等により、人口が急速に増加し、平成 9 年 4 月に市制に移行し、関西都市圏のニュータウンとして発展してきた。さらに、国家プロジェクトとして推進される関西文化学術研究都市の地域でもあり、さらに都市化等の発展が期待される市である。

(2) 農用地

市の農地面積は、水田が 715ha、普通畠が 40ha、樹園地が 70ha となっており、都市化の発展に伴い年々農地が減少している。

田の形状は、1 筆当たりの平均面積は約 670 m² となっているが、木津川左岸を中心に条里制により平均 10 アール区画の水田が整備されているものの、丘陵地から山間地にかけては、不整形の小面積の水田が点在している。昭和 55 年度から新農業構造改善事業に取り組んだのを手始めとして、府営や団体営のほ場整備事業に取り組み、隨時、その整備が進められている。

畠のうち約半分が樹園地でそのほとんどが茶園と筍畠が中心である。

近年、担い手農家を中心に園芸作物の施設化が進みつつある。

(3) 農業生産

市の令和 2 年度の農業粗生産は、米が 4.4 千万円、野菜が 4.3 千万円、茶が加工を含めて 1.1 千万円で、特に野菜のうちナスについては 1.5 千万円の生産額があり、茶とともに市の特産となっている。

施設化によるトマト、キュウリや花きの生産が行われ、周年を通じた農業生産が展開されている。

(4) 農業生産の担い手

市の担い手の状況は、本市の立地条件も反映して、兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が大多数をしめている。しかし、野菜や茶を中心とした生産者の中には、専門化した生産者も見受けられる。

心とした主業農家数は、2020年センサスで49戸で、都市近郊農業の有利性を生かした農業が営まれている。しかし、内容を見ると、65歳未満の農業専従者がいる農家数は36戸となっている。今後の本市の農業を担っていく青壮年の農業後継者の不足が顕著である。

また、農業生産組織としては、作物及び地域毎に出荷組合や共同利用組織が整備されているものの、担い手農家の高齢化等から十分にその機能を発揮出来るまでにはいたっていない。特に、水稻部門の組織化が遅れており、農作業受委託は、個々の農家相互の相対により行われており、組織としての取組みは一部地域を除いて行われていない状況にある。

2 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準、労働時間等の基本的な考え方

市は、このような地域の農業構造の現状及び見通しの下に、農業を職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、市及び周辺の市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり500万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これから経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことをめざす。

一方、新たに農業経営を営もうとする青年等の具体的な経営の指標は、農業経営で生計が成り立つ水準を目標とし、年間農業所得250万円程度、年間労働時間2,000時間（ともに主たる農業従事者一人あたり）の水準を実現できるものとする。

3 目標とすべき所得水準及び労働時間を達成するための基本的な考え方

（1）優良農地の保全・確保

都市近郊に位置する本市においては、都市化の発展と同時に農地の減少は避けられない状況にあり、このため、農業振興地域整備計画の抜本的な見直しを行い、将来とも農地として農業生産の目的に使われる土地と、都市化の進展に合わせて都市的な土地利用を図る土地とに明確に分けることによって、将来とも優良農地を確保し、生産性の高い農業を展開していく。

（2）農業基盤の整備

農業経営の基盤強化を図るうえで、農業基盤の整備、特に、ほ場整備の実施は、必要不可欠なものである。ただし、本市の農業生産は、野菜等の集約型作物を中心であるため、ほ場整備は野菜等の生産規模から考え、10～30アール区画の規模が適当と考える。ただし、野菜等の集約型作物を作る区域と土地利用型作物を作る区域とを区分けすることも考慮して、事業実施していく。

(3) 共同利用施設の整備

農業経営の基盤強化を図るうえで、農業基盤の整備と同様に、農業生産に近代化を進める必要がある。特に、個別経営体での整備が難しい施設や農作業の分業化を図るうえで必要な共同利用施設についての整備を行う必要がある。

具体的には、市町村の区域あるいは市町村の区域を越える範囲を受益として整備を図る必要のある施設は、水稻だけでなく野菜等も対象とする多目的な育苗センター、野菜等の選果施設等が考えられる。

また、旧村等を受益範囲として整備を必要とする共同利用施設としては、ライスセンターや共同製茶工場等が考えられる。

一方、都市近郊農業を拡大していくためには、農業生産法人等による栽培ハウス団地等の整備が必要である。

(4) 中核的担い手農家（個別経営体）の育成

市の農業の形態が、都市近郊農業の形態をとっていることから、野菜や花きなど集約型作物による高収益な農業経営を営む個別経営体の育成を図ることが、重要である。このためには、周年を通じて、生産と出荷が出来る施設園芸を推進し、また、作物及び作型の統一など、市場対応力の強い産地の形成を進める。

この場合、育苗・選果・出荷等の作業を農協等で共同化・組織化を図り、農作業の分業化を進め、労働時間の削減と栽培面積の拡大を進めるとともに、作物ごとの組織化を進め、生産や経営等の研修会を開催し、経営感覚に優れた個別経営体の育成と、連携の強化を図る。

また、本市の特産物である茶については、玉露（手摘み）とてん茶（鉢摘み）の組み合わせや、茶部門と野菜等の部門との組み合わせによる複合経営を推進し、生産規模の拡大と労働力の配分を進め、担い手農家の育成を図る。加工については、共同製茶を基本に考え、栽培と加工の分業化を図る。

一方、水稻を中心とする土地利用型作物については、目標とする所得水準と労働時間を達成できる経営体の育成に進める。この場合の農地の集積方法については、農作業受委託を基本とし、草刈りや水管理等の軽作業は委託農家自らが行い、また、農繁期には、委託農家も労働力の提供を行うなど、集落機能を生かした担い手農家の育成を図る。

さらに、水稻とナスや軟弱野菜、露地花きなどの複合経営を進め、準担い手農家の育成を進める。

(5) 集落を基本とする営農組織（経営体）の育成

水稻専作の担い手農家の育成が困難な集落等では、集約型作物の担い手農家等が中心となって、水稻の共同作業組織を設置し、集落機能を発揮した集落営農を実践し、水稻経営の省力化と効率化を図る。

(6) 集落を超えた組織経営体の育成

ライスセンターの整備と相まって、これらの施設を核とした、水稻専作農家や集落営農組織を再編し、オペレーター組合や会社組織等の集落を超えた広域組織経営体の育成を進めていく。この場合に、京都やましろ農業協同組合（以下「農協」という。）等が主体となって、農作業受委託の調整機能を担うことが重要となってくる。

また、集約型作物についても、組織化を進め、出荷調整や加工部門を担う生産組織の育成を進め、また、法人化等についても検討する。

（7）安定兼業農家・ホリディーファーマー・土地持ち非農家の位置づけ

地域の農業及び農地は、地域の農業者自らが守り発展させていくのが基本と考えられ、小規模な兼業農家、土地持ち非農家等を切り離した地域農業の振興は考えられない。このため、集落機能を發揮し、担い手農家や営農組織との連携の下に、農地の貸し付けや農作業の委託だけでなく、補助労働力の提供など、役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう努める。この場合、地域資源の活用を進めるため、市民農園や余剰農産物の都市住民への提供など市の立地条件を考慮した取組みについても、その実施主体として位置付ける。

4 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保、支援のための諸施策

市は、将来の市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るため、自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、市は、農協、京都府山城北農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）等が相互の連携の下に濃密な指導を行うため、京田辺市地域農業再生協議会（以下「地域協議会」という。）を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の地域協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域営農の将来方法について選択判断を行うこと等により、各農業改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るために、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、京田辺市農業委員会（以下「農業委員会」という。）を核とし、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、このような農地貸借による経営規模の拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進するため、農協の主体的取組みにより、農作業受委託の調整を行い、農地の貸借の促進と農作業受委託の促

進が一体となって、意欲的な農業経営の拡大に資するよう努める。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体(以下「認定農業者」という。)等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。また、多様な担い手による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用の確保を図るため、半農半X実践者(※本構想では、将来的な安定兼業農家・ホリディーファーマーを指すものとする。)や定年帰農者などの多様な人材の掘り起こしを指導する。

一方、集約的な経営展開を図ろうとする意欲的な農業者等に対しては、普及センター等の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作物の導入を推進するとともに、上記の地域協議会に市場関係者の参画を得つつ、マーケッティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作物を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行う。また、育苗、加工や選別・出荷などの部門を共同化し、農業経営の分業化等を図っていく。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等の間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他支援措置につ

いても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用と充実を図るものとする。

5 認定農業者等に対する重点的指導等

市は、地域協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協の研修会の開催等を普及センターの協力を受けつつ行う。

なお経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する當農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に京田辺市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、市における主要な當農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

當農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得・時間
施設園芸 トマト専作	<作付け面積> トマト = 延べ120a	<資本装備> 鉄骨ハウス 60a ロックウール栽培 促成栽培と抑制栽培の2作出荷 無人防除機の導入 コンピューター管理による複合環境制御	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・パソコン等による経営管理	・労働ピーク時における臨時雇用の確保	(主) 6,307千円 2,000hr (家) 1,760千円 2,000hr (雇) 3,834hr
茶① てん茶	<作付け面積> 手摘てん茶=50a 刈りてん茶=100a	<資本装備> てん茶 JAの共同工場	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施	・収穫時ににおける臨時雇用の確保	(主) 4,500千円 756hr (家) 500千円 700hr (雇) 2,000hr
茶② てん茶	<作付け面積> 刈りてん茶=200a	<資本装備> てん茶 JAの共同工場	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施	・収穫時ににおける臨時雇用の確保	(主) 5,344千円 1,052hr (家) 300千円 400hr (雇) 400hr
花き 花壇苗	<作付け面積> 花壇苗= 延べ125a	<資本装備> 鉄骨ハウス= 50a 年間2.5回出荷 固定ベンチ ミストかん水装置 複合環境制御 自動播種機	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施	・収穫時ににおける臨時雇用の確保	(主) 6,000千円 2,000hr (家) 1,000千円 1,000hr (雇) 940hr

[組織経営体]

當農類	経営規模	生産方式	経営管理	農業従事の	所得・時間
-----	------	------	------	-------	-------

型			の方法	態様等	
水稻 (作業受託) 3戸共同	<作付け面積> 水稻=40ha (自作地 5ha) (借入地 15ha) (作業受託20ha) (全面受託以外に乾燥調製受託)	<資本装備> (中型機械体系) 田植機施肥 6条2台 トラクター-40ps 2台 コンバイン4条刈 2台 乾燥機 30石3台 25石3台 色彩選別機 1台 糲摺り機 5インチ2台 品種: キヌヒカリ、ヒノヒカリ (その他の条件) ・ほ場整備の実施と集団化	・法人化 ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・組織自己資本の充実	・作期分散による労力の分散 ・週休2日導入 ・社会保健等の加入	(主) 4,686千円 2,100hr

[水稻等との複合品目の組合せ作物]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得・時間
施設軟弱野菜	<作付け面積> コマツナ= 延べ100a	<資本装備> パイプハウス 20a 基本は周年栽培	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施		(主) 2,695千円 2,000hr (家) 839千円 1,212hr
露地野菜①	<作付け面積> ナス= 20a	<資本装備> 苗はJAの育苗センター共選共販	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施		(主) 2,100千円 1,852hr (家) 720千円 910hr
露地野菜②	<作付け面積> エビイモ= 20a	<資本装備> 共選共販	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施		(主) 650千円 832hr (家) 400千円 680hr
茶玉露	<作付け面積> 手摘み玉露=150a	<資本装備> 玉露 35K 1ライン	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施	・収穫時に おける臨時雇用の 確保	(主) 3,000千円 957hr (家) 400千円 900hr (雇) 5,397hr
露地野菜③	<作付け面積> 花菜= 10a	<資本装備>	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施		(主) 502千円 700hr (家)

						50千円 64hr
--	--	--	--	--	--	--------------

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す経営目標は、農業で生計が成り立つ年間農業所得（第1に定める農業経営の基本的指標に示す所得の概ね5割）を確保できるような農業経営の規模を目標とする。

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得・時間
露地野菜	<作付け面積> ナス = 10a 花菜 = 20a エンドウ = 10a	<資本装備> トラクター14.5ps 管理機 (その他の条件) 苗はJAの育苗センター共選共販	1台	・複式簿記 記帳 ・青色申告 の実施 ・パソコン等による 経営管理	・労働ピーク 時における臨時雇用の確保 ・作期分散による労力の分散 (主) 2,500千円 (雇) 2,000hr 314hr

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

(1) 総論

本市の特産品である「茶」、「ナス」、「エビイモ」などの農産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）、普及センター、農協等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

(2) 就農希望者に対する受入体制

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

(3) 多様な担い手の確保・就業環境の整備等

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、京田辺市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に

従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 京田辺市が主体的に行う取組

(1) 受入

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、普及センターや農協など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

(2) 定着

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

京田辺市が主体となり、府、農業委員会、農協、農業教育機関等の関係機関が連携し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないよう京田辺市は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

(3) 青年等就農計画～農業経営改善計画

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や府による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、府、農業委員会、農協などの関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 府農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、府、農業委員会、農協などの関係機関と連携して、区域内における作付け品

毎年、就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、府及び京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）へ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本市の区域内において後継者がいない場合は、府及び京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）、農地中間管理機構、市町村農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第3に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

- 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面積集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備 考
面積のシェア：50% なお、面的集積についての目標については、農地中間管理事業を実施して、農用地の利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。	

安定兼業農家のシェア	50a×300戸=150ha
水稻の組織経営体のシェア	40ha×5集団=200ha
野菜の個別経営体のシェア	30a×20戸=6ha
茶の個別経営体のシェア	2ha×10戸=20ha
水稻野菜複合経営によるシェア	20a×100戸=20ha
水稻野菜花複合経営によるシェア	20a×20戸=4ha
農用地面積	400ha÷800ha=50%

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

市では、米、野菜、茶を主体とした農業生産が展開されており、農用地の利用については認定農業者を中心とした担い手への集積が進んでいるが、集積された農地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大規模機械の導入が出来ないなど、効率的な作業が進まず、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営のコストダウンを図る上で課題となっている。

また、担い手が少ない地域においては、一部遊休化したものが近年増加傾向にある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農地利用のビジョン

市では分散農地の解消策を講じ、担い手に面的集約しなければ、担い手の経営が圧迫され、経営改善に支障が生じ、大規模農家ですら大量に離農する可能性が高い。また、今後10年で離農等により50ha程度の農地が供給されると考えられるものの、受け手の確保、戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ平坦地も含め1割が遊休農地化し、市の基幹産業である農業に重大な支障を及ぼすおそれがある。

このため、平坦部の大住、田辺、草内、三山木地区においては、認定農業者等を中心とした効率的かつ安定的な経営体を育成し、集落営農組織の育成確保を進め、これらの者に地域の農地を面的に集積することを誘導する等とともに、中山間地域の普賢寺地域においては、中山間地域直接支払制度を活用し、集落協定に基づき地域の農地を守る体制の整備等を進めることにより、本市の農地の効率的利用を目指し、もって基幹産業である農業の振興を図る。

(3) 将来の農用地利用ビジョン実現に向けた具体的な取組内容及び関係機関及び関係団体との連携等

市の将来の農地利用ビジョンの実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。

- ア 認定農業者、集落営農組織、法人等効率的かつ安定的な経営体の育成
- イ 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成
- ウ 遊休農地解消にための基盤整備等の実施
- エ ブロックローテーションの推進及び戦略的作物の導入

なお、これらの施策の円滑な推進のため関係機関との間で農地に係る情報提供の共有化を進めるとともに、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域協議会等による指導体制の整備を行う。

(4) その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する地域単位の事項

ア 農業委員会、農地中間管理機構、農協、土地改良区等の関係機関・団体と連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

イ 中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや 地域特産物の生産に活用するエリア等の設定を促進するとともに、再生が困難な荒廃農地や鳥獣被害により荒廃農地化が危ぶまれる農地については、地域の話し合いを通じて、計画的なバッファゾーンに充てるなどの粗放的管理も視野に入れた農地保全等の取組を進める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 協議の場の開催時期

地域農業に関わる者の幅広い参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、

当該区域における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、インターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

(2) 協議の場の参加者

農業者、京田辺市、農業委員会事務局、地区農業委員、農地利用最適化推進委員、農協、農業会議の現地推進役、農地中間管理機構、土地改良区、京都府、その他 地域住民などの関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。また、協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政課に設置する。

(3) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、旧村単位5区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(4) 地域計画の策定に向けた進め方

また、本市は、地域計画の策定に当たって、府・農業委員会・農地中間管理機構・農協・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画の実行に際しては、目標地図に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を適宜実施する。

第5の2 改正前の農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、京都府が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6章「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められる方向に即しつつ、市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

(1) 利用権設定等促進事業

(2) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

(3) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

(4) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

(5) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、市の実態を踏まえ市全域及び各地域別に実施するものとする。

ア 市のほ場整備率は、現在約20%で今後もほ場整備事業を進めて効率的な土地利用ができる生産基盤の整備を図っていく必要があり、この実施と合わせて利

用権設定等促進事業や農作業の受委託を促進する事業を重点的に実施する。

イ 現在、農用地利用改善団体に認定していた 11 地区を中心に、農用地利用改善事業を重点的に実施し、その活動を活発化させるとともに、他の地区においても農用地利用改善団体の育成を図って行く。

更に、農用地利用改善団体の位置付けを明確にするため、特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じて農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとの実施方針

なお、本章における「法」は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律 65 号）の規定によるものとする。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

（1）利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 利用権の設定等を受ける者が利用権等の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(カ)までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、(ア)、(ウ)、(オ)及び(カ)掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の面積が、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条第 2 項第 5 号に掲げる面積に達すると認められること。

(エ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(オ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壯年の農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(カ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(オ)までに掲げる要件のほか、法第 5 条第 3 項の規定により基本方針に定められた農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構（以下、「農地中間管理機構」という）により所有権の設定を受ける場合、又は市長が特に必要かつ適当であると認めた場合に限ることとする。

イ 混牧林地として利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認めら

れること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作料、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)から(ウ)までに掲げる要件（農業生産法人にあっては、(ア)及び(ウ)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 134 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合、同法第 11 条の 31 第 1 項第 1 号に規定する事業を行う農業協同組合連合会、農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条第 3 項規程に基づき同法第 3 条第 1 項の許可が得られない正当な事由があると認められること。

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ウ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

なお、このことを担保するため、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の決定の厳守、獣害被害対策への協力等を行うことについて市長に確約書を提出すること。

エ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事するとみとめられること。

なお、「業務を執行する役員」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等組織名であって、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいう。その確認のため、法人の登記事項証明、法人の代表者が発行する証明書等を市へ提出すること。

⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権

の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準および支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるとときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業に実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 市は、法第6条の規定による基本構想の同意後、原則として毎年5月と11月に農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るために必要があると認めたときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 市は、農用地利用集積計画を定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るために、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）

を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付け地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農協は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るために、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申し出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、(5)に①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、(5)の③及び④の規定による農用地利用改善団体、農協又は土地改良区からの申し出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権設定等の調整が整ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農地利用集積計画の内容

農地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農業生産法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。

- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借貸及びその方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴う付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- ⑦ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書を参考資料（法人である場合は定款の写しも）を添えて市長に報告する旨
 - ア ①に規定する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
 - イ ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積
 - ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収
 - エ ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響
 - オ 地域の農業における他の農業者との役割分担
 - カ ①に規定する者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、①が行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びに①の行う耕作又は養畜の事業への従事状況
 - キ その他参考となるべき事項
- ⑧ ①に規定する者が③、④以外の設定又は移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項及び①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、撤退した場合の混乱を避けるため次に掲げる事項
 - ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - イ 原状回復の費用の負担者
 - ウ 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
 - エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

オ アからエのほか、撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑨ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が五年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑧までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が、(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、貸借又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた者に対する勧告

市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきと勧告する。

- ① その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
- ② その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

③ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいざれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農地利用集積計画の取消し

市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち以下に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消す。

- ① (9)で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
- ② (13)の勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたとき。

(15) 取消の公告

市は、(14)の取消しをしたときは、(14)の①及び②に係る賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を市の掲示板への掲示により公告する。

なお、この公告により(14)による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあっせん等（農地中間管理事業の実施等）の働きかけ等を行う。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適當であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適當であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適當であると認められる区域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項について実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは基本要綱様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。
- ② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合すること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率化かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資すること。
 - エ 農用地利用規程が適性に定められており、かつ、申請者が当該等農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等から見て、農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について、農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営

む法人を除き、農業生産法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 5 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は法第 12 条第 1 項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図

るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善計画事業の指導、援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及センター、農業委員会、農協、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、地域協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農協等が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農協その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農協による農作業の受委託のあっせん等

農協は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受委託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受委託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業の受委託の促進に努めるものとする。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施設との連携

市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連帶に配慮するものとする。

- ア 市は、府営経営体育成基盤整備事業（ほ場整備）大住地区（平成4年度～平成17年度）、基盤整備促進事業（ほ場整備）江津地区（平成12年度～平成20年度）を通じて、水田の汎用化を進めることにより、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくまでの条件整備を図る。
- イ 市は、水田農業構造改革対策への積極的な取り組みによって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。
- ウ 市は、農業集落排水整備事業（平成5年度～平成18年度）によって農村の活性化を図るとともに、集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。
- エ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

（2）推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、普及センター、農協、土地改良区、農用地利用改善団体、その他関係団体と連携しつつ、京田辺市農業振興協議会及び京田辺市農業技術者協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。地域協議会は、このような検討結果を踏まえ、今後10年にわたり、第2、第4で掲げた目標や第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関、団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関、団体別に明確にし、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を協力して推進する。

③ 農業委員会等の協力

農業委員会、農協及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、地域協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1. この基本構想は、平成17年1月1日から施行する。

附則

1. この基本構想は、平成18年4月1日から施行する。

附則

1. この基本構想は、平成22年5月25日から施行する。

附則

1. この基本構想は、平成24年7月31日から施行する。

附則

1. この基本構想は、平成27年6月26日から施行する。

附則

1. この基本構想は、令和2年4月1日から施行する。

附則

1. この基本構想は、令和5年9月 日から施行する。

別紙1（第5の1（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合をのぞく。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
- 対象農地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

なお、別紙1における「法」は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律65号）の規定によるものとする。

別紙2 (第5の1(2)関係) 農用地にかかる権利として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権) として利用するたまな土地を含む。) とし、(開発による地盤を受ける場合) の設定又は移転する。

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払い方法	④ 有益費の償還
1 又は使用貸付による地盤を受ける場合	<p>1 存続期間は3年(農業者年金し 度農地行をれじ期を倍倍と場間残権農は、施る権栽栽こる期 制で土を用ら応の権栽栽こる期 2 制度農地行をれじ期を倍倍と場間残権農は、施る権栽栽こる期 3 制度農地行をれじ期を倍倍と場間残権農は、施る権栽栽こる期 4 制度農地行をれじ期を倍倍と場間残権農は、施る権栽栽こる期</p> <p>2 存続期間は3年(農業者年金し 度農地行をれじ期を倍倍と場間残権農は、施る権栽栽こる期 3 制度農地行をれじ期を倍倍と場間残権農は、施る権栽栽こる期 4 制度農地行をれじ期を倍倍と場間残権農は、施る権栽栽こる期</p> <p>3 存続期間は3年(農業者年金し 度農地行をれじ期を倍倍と場間残権農は、施る権栽栽こる期 4 制度農地行をれじ期を倍倍と場間残権農は、施る権栽栽こる期</p> <p>4 制度農地行をれじ期を倍倍と場間残権農は、施る権栽栽こる期</p>	<p>1 1年農用地日金のと賃組振他に原支するも、同に所す外、日のす 2 借積該時1定融と、支借め毎年行 3 指定金こはて定て該履</p> <p>1 每年農用地日金のと賃組振他に原支するも、同に所す外、日のす 2 借積該時1定融と、支借め毎年行 3 指定金こはて定て該履</p> <p>1 每年農用地日金のと賃組振他に原支するも、同に所す外、日のす 2 借積該時1定融と、支借め毎年行 3 指定金こはて定て該履</p> <p>1 每年農用地日金のと賃組振他に原支するも、同に所す外、日のす 2 借積該時1定融と、支借め毎年行 3 指定金こはて定て該履</p>	<p>1 農業(該す地額用い協者田や旨 2 お事定當還用金農つて事京費る 3 お事定當還用金農つて事京費る 4 お事定當還用金農つて事京費る</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設による権利による貸借権又は使用権とする権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合
(農業上の利用)

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
I の①と同じ。		I の③と同じ。	I の④と同じ。
	<p>1 混牧林地については、その他の放牧地の近傍地の利用又は耕作地の利用に付随するものと見做す。この場合、その他の放牧地の近傍地の利用又は耕作地の利用に付随するものと見做す。</p> <p>2 計画的でない地の利用に付随するものと見做す。</p> <p>3 その他の地の利用に付随するものと見做す。</p>	<p>1 の③に近い。</p> <p>2 の③に近い。</p> <p>3 の③に近い。</p>	

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
I の①と同じ。		<p>1 物毎に農業の經營金によつて計算する。</p> <p>2 計算する場合に当該機械等の費用は、耕作者が負担する。</p>	<p>I の③に同じ。この場合における「賃」は、「人失い」と「賃損」とのものである。</p> <p>I の④に同じ。</p>

なお、上記表における「法律関係」のうち、「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）」は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の規定によるものである。